

国立大学図書館協会中国四国地区協会会則

(平成 21 年 4 月 17 日制定)

(名称)

第1条 本会は、国立大学図書館協会中国四国地区協会(以下、「本会」という。)と称する。

(会員)

第2条 本会は、「国立大学図書館協会会則」(平成 15 年 10 月 30 日制定)(以下「協会会則」という。)第 22 条で定める地区協会として、中国四国地区所属の会員で組織する。

(目的)

第3条 本会は、協会会則第 22 条第 2 項に定める目的のほか、会員相互に緊密な連絡と協力により、大学図書館活動等の充実に資することを目的とする。

(地区選出理事館)

第4条 協会会則第 8 条に定める中国四国地区選出の理事館は、第 7 条に定める地区総会において選出する。

(地区代表館)

第5条 協会会則第 8 条に定める中国四国地区選出の理事館から、地区代表館を互選する。

2 地区代表館は、本会の会務を総括し、協会会則第 22 条第 3 項に定める地区内会員に対する連絡の任に当たるものとする。

(地区副代表館)

第6条 地区代表館を補佐するため、副代表館 2 館を置く。

2 副代表館は、第 7 条に定める地区総会において選出する。

3 副代表館の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(会議等)

第7条 本会は、地区代表館の招集により、毎年 1 回地区総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に地区総会を開催することができる。

2 本会は、地区代表館の召集により、必要に応じて会員の部課長等で構成する事務連絡会議を開催することができる。

(委員会)

第8条 本会の事業を推進するため、常置の委員会として事業委員会を置く。

2 事業委員会の委員長館は、副代表館から互選により選任する。

3 事業委員会の委員は、委員長館が会員館から推薦を受け、地区代表館及び副代表館等と協議の上選任する。

4 事業委員会の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

5 本会の事業に関する特定の事項を調査研究する必要があるときは、地区総会の議を経て、臨時の委員会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、地区代表館に置く。

(会則の改正)

第10条 この会則は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の同意がなければ、変更することができない。

附則

1 この会則は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

2 国立大学図書館協会中国四国地区副理事館、委員会設置要項(平成 16 年 6 月 18 日議決)は廃止する。